

社会福祉法人 邦友会

おおたわらマロニエホーム運営規程

(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)

(事業の目的)

第1条 本運営規程は社会福祉法人邦友会が開設する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「事業所」という。）が行う、指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の提供にあたる従事職員（以下「職員」という。）が、要介護又は要支援状態にあり且つ認知症の状態にある高齢者等（以下「要介護者」という。）に対し、共同生活住居において家庭的な環境の下で日常生活上の世話及び援助を行うことにより、要介護者等の日常生活の自立を助け、適切なサービス提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症である要介護者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、要介護者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助するものである。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症である要介護者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要介護者の心身機能の維持回復を図り、もって要介護者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、要介護者の意思及び人格を尊重し、常に要介護者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、要介護者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう要介護者の心身状況を踏まえて、妥当適切にサービスを提供する。
- 4 事業の実施に当たっては、要介護者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、要介護者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、事業を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 事業の提供の終了に際しては要介護者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 : おおたわらマロニエホーム
- (2) 所在地 : 栃木県大田原市北金丸 2600 番地 8
おおたわら総合在宅ケアセンター内 2 階

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとし、介護予防と兼務する。

- (1) 管理者 1 名

管理者は、事業所職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、関係市町村、地域の保健・

医療・福祉サービスとの連絡調整や連携を図り、当該事業の円滑な運営を図る。

(2) 計画作成担当者 1名以上

計画作成担当者は、要介護者等の心身の状況、生活歴、病歴等を把握し要介護者等及びご家族の希望を踏まえた上で、介護の目標をたて、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した、認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成するとともに、適切なサービスが行えるよう要介護者等やその家族に対し十分な説明や必要な相談援助等を行う。

(3) 介護職員 6名以上

介護職員は、管理者の指示に従い計画作成担当者と連携し要介護者等に対して、認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画に従ったサービスの実施に努める。

(当事業所の利用定員)

第5条 当事業所における居室は1ユニット9室とし、入居定員は9人とする。

(事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 入浴・排泄・食事・着替え等の介助

(2) 日常生活上の介護

(3) 相談・援助

2 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

3 その他、入居に際する費用(家賃、食費、水道光熱費、共益費)は別途負担とする。また、その他の日常生活に必要な費用については、別途自己負担とする。

4 前項の費用及び要介護者等に負担させることが適当と認められる費用の支払を受ける場合には、要介護者等又はその身元引受人に対して、事前に当該サービスの内容及び費用について文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(入退居にあたっての留意事項)

第7条 事業の対象者は、要介護者であって認知症の状態にあり、且つ次の各号を満たすものとする。

(1) 主治医による認知症の状態にある旨の診断があること

(2) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと

(3) 自傷他害の恐れがないこと

(4) 常時、医療機関において治療する必要があること

2 入居後、要介護者の状態に変化が生じ前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、要介護者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(衛生管理等)

第8条 事業所は、要介護者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応の方法)

第9条 事業を実施中に、要介護者等の心身の状態が急変したとき又は、その他緊急事態が生じた時は、職員は速やかに主治医及び身元引受人に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告し、適切な対応を講じることとする。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、非常災害に備え非常災害に関する具体的な計画を策定し、防火管理者を配置して、毎月、定期的に避難、救出訓練及びその他の必要な訓練を実施する。

(協力医療機関等)

第11条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確保するとともに、協力医療機関の名称等を、所管庁に届け出るものとする。

4 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(以下「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めるものとする。

5 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。

6 事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。

7 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。

8 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

(苦情処理)

第12条 事業所は、入居者及びその家族などからの苦情・要望を受付ける窓口を設け、迅速かつ適切に対応し、解決にあたる委員会を設置し、苦情解決の処理を講じることとする。また、苦情解決にあたっては、入居者の権利を擁護し介護サービスが適切に実施され、サービスの質の向上につながるよう苦情解決に努める。

(個人情報利用についての同意)

第13条 事業所は、サービスを実施する際に必要となる入居者の個人情報について、サービス担当者会議や居宅介護支援事業者などに個人情報を提供又は用いる場合には、予め入居者の家族若しくは、身元引受人に対し書面での同意を求め承諾を得ることとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、要介護者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（要介護者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる要介護者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の適正化に向けた取組み)

第15条 事業所は、認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。
- 3 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
- 4 事業所は、前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。
- 5 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(事故発生時の対応)

第16条 事業所は、介護サービス・介護予防サービスの提供中に事故が発生した場合には、入居者の家族や身元引受人等に速やかに連絡を行なうとともに、必要な措置を講じるものとする。

(地域との連携など)

第17条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 事業所は、事業の提供に当たっては、要介護者、要介護者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、要介護者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第19条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（以下「生産性向上委員会」という。）を定期的開催するものとする。

2 生産性向上委員会の開催については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第20条 事業所は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年4回

2 管理者及び職員は、業務上知り得た要介護者又は家族の秘密を保持する。

3 管理者及び職員であったものに、業務上知り得た要介護者又は家族の秘密を保持させるため、管理者及び職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、法人及び職員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

この規程は、令和1年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年2月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年5月1日から施行する。

この規程は、令和6年9月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。